

「八十里越道路開通を見据えた誘客促進事業（プロモーション）業務」
公募型プロポーザル実施要領

令和 8 年 6 月 1 8 日
福島県南会津地方振興局

福島県（以下「県」という。）が実施する「八十里越道路開通を見据えた誘客促進事業（プロモーション）業務」（以下、「本事業」という。）に係る委託候補者の選定に当たり、本公募型プロポーザル実施要領（以下、「実施要領」という。）に基づき、本事業を効果的に実施するため、公募型プロポーザルを実施する。

1 事業の目的

国道 289 号八十里越道路の開通により、新潟県と関東圏がつながり広域周遊が期待されるとともに、その中央に位置する南会津地域（下郷町、檜枝岐村、只見町、南会津町。以下「本地域」という。）においても、交流人口の拡大を図る上で絶好の機会である。

その開通を見据え、本地域の魅力を効果的に発信し、認知度向上及び広域周遊による誘客促進、消費拡大を図ることを目的とする。

2 委託業務の概要

- (1) 業 務 名 八十里越道路開通を見据えた誘客促進事業（プロモーション）業務
- (2) 業 務 内 容 別紙「八十里越道路開通を見据えた誘客促進事業（プロモーション）業務委託仕様書（案）」（以下、「仕様書」という。）のとおり
- (3) 履 行 期 限 委託契約締結の日から令和 9 年 2 月 2 6 日（金）までの期間
- (4) 委託費の上限 1 5, 3 5 0, 0 0 0 円（地方消費税及び消費税の額を含む）

3 スケジュール

日時	内容
6 月 1 8 日（木）	公募開始
6 月 2 3 日（火）正午まで	質問書の提出期限
6 月 2 4 日（水）	質問への回答
6 月 2 6 日（金）1 7 時まで	公募型プロポーザル参加表明書提出期限
6 月 3 0 日（火）正午まで	公募型プロポーザル辞退届提出期限
7 月 7 日（火）1 7 時まで	企画提案書提出期限
7 月 9 日（木）	1 次審査結果の発表及び通知
7 月 1 3 日（月）（予定）	2 次審査会
7 月 1 4 日（火）以降	2 次審査会結果の通知

4 公募型プロポーザルに係る事項

本プロポーザルに参加する者は、次に掲げる参加者の資格要件を全て満たす者とする。

また、複数の者が共同体を構成し、提案することも可とする。この場合は、代表する者から企画提案書を提出するものとし、構成員の参加者資格についても同様に取り扱う。

(1) 参加者の資格要件

ア 本事業委託期間内で確実に業務を遂行するための体制が確保されているとともに、本募集要領に示した業務を確実に履行できるものであること。

イ 常に県との連絡調整や打合せができるように体制を整えておける者であること。

ウ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者でないこと。

エ 本プロポーザルの開始から審査会の開催日までに福島県から競争入札の参加資格制限等を受けていない者であること。

オ 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による再生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者(申立てがなされている者であっても、更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。)であること。

カ 暴力団員による不当な行為防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)に該当しないほか、次に掲げる者ではないこと。

(ア) 役員等(提出者が個人である場合にはその者、その他経営に実質的に関与している者を、提出者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。)が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下この条において「暴力団」という。)又は同条第6号に規定する暴力団員(以下この条において「暴力団員」という。)

(イ) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められる者

(ウ) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者

(エ) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められる者

(オ) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

キ 宗教活動及び政治活動を主たる目的とする者でないこと。

ク 県税を滞納している者でないこと。

ケ 消費税または地方消費税を滞納している者ではないこと。

コ その他、県との協議に柔軟かつ真摯に対応できること。

(2) 実施要領等の入手方法

実施要領及び企画提案書様式等については、福島県南会津地方振興局のホームページからダウンロードして入手すること。なお、窓口又は郵送等での配布は行わない。

5 質問等の受付

(1) 受付期限

令和8年6月23日(火) 正午まで(必着)。

(2) 提出方法

質問書(第1号様式)により、福島県南会津地方振興局企画商工部宛に電子メール又はFAXにより提出すること。件名は「【質問】「八十里越道路開通を見据えた誘客促進事業(プロモーション)業務委託」とし、電子メール又はFAX送付後、電話にて送付した旨連絡すること。

(3) 回答

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれのあるものを除き、福島県南会津地方振興局のホームページに令和8年6月24日(水)に公表する(個別の回答は行わない)。

6 公募型プロポーザル参加表明書の提出

公募型プロポーザルに参加する意思のある者は、「『八十里越道路開通を見据えた誘客促進事業(プロモーション)業務』公募型プロポーザル参加表明書(第2号様式)」を提出期限までに「11 問い合わせ先及び各種書類の提出先」まで提出すること。この提出がない者の企画提案は受け付けることができないものとする。

受領後、参加資格等の不備が無い場合は、その結果を速やかに参加者へ連絡する。

(1) 提出期限

令和8年6月26日(金) 17時まで(必着)

(2) 提出方法

参加表明書(第2号様式)を電子メール又はFAXにより提出すること。件名は「【公募型プロポーザル参加表明書】「八十里越道路開通を見据えた誘客促進事業(プロモーション)業務委託」とし、電子メール又はFAX送付後、電話にて送付した旨を連絡のこと。

(3) 参加辞退

参加表明書提出後に参加を辞退する場合は、令和8年6月30日(火)正午までに、辞退届(任意様式)を提出すること。

7 企画提案書等の提出

公募型プロポーザルに参加する意思のある者は、「6 公募型プロポーザル参加表明書の提出」による手続きを行った上で、企画提案書等を提出期限までに、「11 問い合わせ先及び各種書類の提出先」まで提出すること。

(1) 提出期限

令和8年7月7日(火) 17時まで(必着)

(2) 提出方法

ア 郵送又は持参

イ 持参による提出の受付時間

8時45分～17時00分 月曜日から金曜日(祝日を除く。)

(3) 提出書類

ア 「八十里越道路開通を見据えた誘客促進事業（プロモーション）業務」公募型プロポーザル参加表明書（第2号様式）

※ 事前に御提出いただいた参加表明書の原本を添付してください。

イ 企画提案書及び業務工程表（任意様式。但し、日本工業規格A4版とする。）

※ 企画提案書にはページ番号を記載すること。20頁以内（表紙、目次を除く。）とする。

ウ 事業経費積算内訳書（任意様式。但し、日本工業規格A4版とする。）

エ その他企画提案を説明するのに必要な書類

オ 会社概要（第3号様式）

カ 業務実施体制書（第4号様式）

キ 定款等の写し

※ 法人格を有しない場合には、団体規約の写し等運営規約に相当するものを提出してください。

ク 法人登記簿の写し（企画提案書受付日の3ヶ月以内のもの）

※ 法人格を有しない場合は、名称、所在地、資産の総額、代表者の氏名及び住所を記載した書類。

(4) 提出部数

ア、キ、ク・・・1部（正本1部）、イ～カ・・・6部（正本1部、副本5部）

8 企画提案書等の作成に関する留意事項

(1) 共通事項

本事業の目的を十分理解した上で、八十里越道路の開通を契機とした南会津地域への誘客促進及び認知度向上につながる具体的かつ実現可能な提案を行うこと。また、「五感で感じる、自然と文化 南会津」のキャッチコピー及びロゴデザインを活用した統一的なプロモーション手法について提案すること。

(2) 首都圏等での観光PRに関すること

ア ターゲット層に効果的に訴求できる観光PRイベントの内容、実施場所、実施方法及び期待される効果について具体的に提案すること。

イ イベント来場者の来訪意欲を高め、本地域への旅行行動につなげるための仕掛けや工夫について提案すること。

ウ 管内町村、観光関係団体及び事業者との連携方法や役割分担について具体的に記載すること。

(3) 観光プロモーション及び情報発信に関すること

ア 駅や鉄道等を活用した観光プロモーションについて、実施媒体、発信内容、ターゲット層及び実施スケジュールを具体的に提案すること。

イ デジタル広告やSNS等を活用した効果的な情報発信手法について、媒体選定の理由や期待される効果を含めて提案すること。

ウ 本地域の認知度向上及び来訪意欲の向上につながる情報発信の工夫について提案すること。

(4) インフルエンサー等の招請に関すること

- ア 招請するインフルエンサー又はメディアの選定（案）及びその選定理由について具体的に記載すること。
- イ 本地域ならではの観光資源やモデルルート、八十里越道路の魅力を効果的に発信するための取材・発信内容について提案すること。
- ウ 情報発信による誘客効果を高めるための工夫や、発信後の波及効果を生み出す仕組みについて提案すること。

(5) 観光パンフレット制作に関すること

- ア 観光パンフレットのコンセプト、構成及びデザインの考え方について提案すること。
- イ 本地域の観光資源やモデルコース、八十里越道路及び周辺地域との広域周遊をどのように紹介するかについて具体的に提案すること。
- ウ 旅行検討者の来訪意欲を高めるための誌面構成や情報掲載の工夫について提案すること。

(6) 観光PR動画制作及び広告配信に関すること

- ア 動画のコンセプト、訴求内容及びターゲット層について具体的に提案すること。
- イ 八十里越道路及び南会津地域の魅力を効果的に発信するための動画構成について提案すること。
- ウ 動画広告の配信手法、配信媒体、ターゲティング及び期待される効果について提案すること。

(7) その他

上記以外で、予算の範囲内において、本事業の目的達成に資する独自性や創意工夫のある取組がある場合は提案すること。

9 企画提案書等の提出に際しての留意事項

(1) 失格又は無効となる場合

- ア 提出期限を過ぎて企画提案書等が提出された場合。
- イ 提出書類に虚偽の内容の記載がされていた場合。
- ウ 提出書類に不備があった場合。
- エ 2（4）に示す委託費の上限額を超える提案があった場合。
- オ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合。
- カ 参加提案書の提出期限から当該業務の契約締結日までの期限内に、提案者（役員）が刑法に定める容疑により逮捕又は起訴された場合。
- キ 本募集要領に違反すると認められた場合。
- ク その他、福島県が予め指示した事項に違反した場合。

(2) 複数企画の禁止

複数の企画提案書は受け付けない。

(3) 辞退

企画提案書を提出した後に辞退する際には、辞退届（任意様式）を提出すること。

(4) 費用負担

プロポーザルに要する経費等は、参加者の負担とする。

(5) その他

- ア 参加者は参加表明書の提出をもって、本実施要領の記載内容を承諾したものとみなします。
- イ 提案実現可能性を検討するため、必要に応じて提案者に対し、任意で追加資料の提出を求めることができます。
- ウ 提出された企画提案書等は、返却しない。

10 プロポーザルの審査に関する事項

(1) 審査方法

ア 書面審査（1次審査）

提出のあった企画提案書等について、担当課内で書面審査を行い、2次審査の対象者（上位3者）を選定します。なお、企画提案書の提出者が3者以下の場合は1次審査手続きを省略し、実施要領の参加資格を有し、不適格事項の該当がないことを判断の上、適合する全ての提案者をヒアリング対象者とし、その旨を書面で通知します。

イ プレゼンテーション審査（2次審査）

上記「10, (1), ア」により選定したヒアリング対象者を対象として、プレゼンテーション審査会を実施したうえで、提案について総合的に評価し、本業務に最も優れた業務委託予定者を選定します。

(ア) 開催日

令和8年7月13日（月）（予定）

(イ) 場所

福島県南会津合同庁舎（福島県南会津郡南会津町田島字根小屋甲4277-1）

(ウ) 内容等

企画提案者は、プレゼンテーションにおいて企画提案の内容を説明し、審査委員からの質問等に応じていただきます。なお、詳細については、後日プレゼンテーション参加者に連絡します。

(2) 審査基準

審査項目	評価の視点	配点
業務遂行能力	業務遂行のための体制が十分に整っているか。	10
	業務を円滑に実施できるスケジュールであるか。	5
	過去の類似業務の実績を踏まえた業務遂行能力が認められるか。 【関連性が高い業務実績の有無や、実績から本事業の実施にあたり活かすことができる能力を有していることが類推可能か等により評価】	5
業務理解等	本事業の目的や業務内容を理解した意欲的な提案となっているか。	10
	業務内容に見合った適切な経費であるか。	5
企画提案	観光PRイベントの内容がターゲット層への訴求力を有し、本地域への来訪意欲の向上につながる実現性の高い内容となっているか。また、町村や関係者との具体的な連携内容が提案されているか。	15
	駅や鉄道等を活用したプロモーション手法が効果的であり、本地域の認知度向上や誘客促進につながる内容となっているか。	10
	選定するインフルエンサー又はメディアがターゲット層への発信力を有しており、本地域の魅力や八十里越道路のPRに効果的な内容となっているか。	10
	観光パンフレットの構成及び内容が、本地域の魅力やモデルコース、広域周遊ルートを分かりやすく伝え、旅行意欲を喚起する内容となっているか。	10
	動画の企画内容及び広告配信手法が、本地域及び八十里越道路の魅力の効果的に発信し、誘客につながる内容となっているか。	5
	全体を通して、キャッチコピーやロゴを活用した統一的なプロモーション内容となっており、南会津地域への誘客促進や認知度向上につながる工夫が盛り込まれているか。	10
	仕様書に記載されていない効果的かつ活用可能な提案があるか。	5
合計 100点満点		

(3) 契約候補者の選定

- ア 各審査委員の合計得点により、企画提案者ごとの順位を決定する。
- イ 各審査委員の順位の平均が最も上位の者を契約候補者とする。
- ウ 審査委員の合計得点の平均が60点以上であることを契約候補者の条件とする。

(4) 審査結果の通知等

- ア 審査の結果は、プロポーザル参加者全員に通知するとともに、契約候補者名及び全てのプロポーザル参加者の「順位及び総得点」を南会津地方振興局ホームページで（契約候補者以外は、参加者名を伏せて）公表する。
- イ 選定されなかった者は、その日の翌日から起算して2週間以内に「順位及び総得点」を書面

により求めることができる。

ウ 上記「10,(4),イ」に係る回答は、書面が到着した日から起算して10日以内に行う。

(5) 契約の締結等

ア 仕様書の協議等

選定した契約候補者と県が協議し、委託契約に係る仕様書を確定した上で契約を締結する。なお、仕様書の内容は契約候補者が提案した内容を基本とするが、県と契約候補者との協議により、提案内容を一部変更したうえで仕様書を作成することがある。

イ 契約金額の決定

契約金額は協議結果より作成した仕様書に基づき、改めて見積書を徴取し決定する。

ウ 契約保証金について

契約候補者は契約保証金として、契約額の100分の5以上の額を、契約締結額前に納付しなければならない。ただし、福島県財務規則第229条第1項の規定に該当する場合はこの限りではない。

エ その他

契約候補者と県との間で行う協議が整わない場合、又は契約候補者が契約を辞退した場合は、審査結果において総合評価が次点であった応募者と協議を行う。

11 問い合わせ先及び各種書類の提出先

〒967-0004

南会津郡南会津町田島字根小屋甲4277-1

福島県南会津地方振興局

企画商工部 地域づくり・商工労政課 (担当：副主査 齊藤)

電話：0241-62-5205 FAX：0241-62-5209

E-mail：minamiaizu.kikakushoukou@pref.fukushima.lg.jp